

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	総務部府有資産活用課資産活用係
内線番号	5434

No.	項目	内容
①	処分名	使用料の減免
②	法令名	京都府行政財産使用料条例
③	法令番号	昭和39年条例第38号
④	根拠条項	第3条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第3条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部または一部を免除することができる。</p> <p>(1) 他の公共団体において公用または公共用に供する使用であつて、特に必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者に一時使用させるとき。</p> <p>(3) 天災その他の災害による被災者に一時使用させるとき。</p> <p>(4) 寄附または贈与を受けた行政財産を当該寄附者または当該贈与者に使用させるとき。</p> <p>(5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第3条の規定により設立された地方職員共済組合、公立学校共済組合および警察共済組合において、当該組合の業務に必要な施設の用に供するため使用させるとき。</p> <p>(6) 職員の共済制度に関する条例(昭和29年京都府条例第2号)により組織された共済団体において、同条例第3条の業務に必要な施設の用に供するため使用させるとき。</p> <p>(7) 主として、職員または府立学校の学生、生徒の福利厚生に資するため、売店または食堂等の施設として使用させるとき。</p> <p>(8) 前各号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府行政財産使用料条例(昭和39.3.31京都府条例第38号)</li> <li>・行政財産である土地、建物を使用させる場合の取扱いの基準について(依命通達)(昭和39.9.3付け9管第68号企画管理部長通知)</li> </ul>
⑧	経由機関名	—
⑨	協議機関名	—
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日間
⑫	問合せ	府有資産活用課資産活用係(075-414-5434)
⑬	備考	